

# 定 款

一般社団法人 埼玉県畜産会

# 一般社団法人 埼玉県畜産会定款

平成24年 4月 1日  
改正 平成25年 3月22日  
改正 平成25年 6月 5日  
改正 平成30年 6月 8日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県畜産会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県熊谷市須賀広784番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、畜産経営の改善、家畜の改良増殖、家畜の健康保持に関する技術指導、自衛防疫の推進並びに畜産物の品質向上のための指導及び検査を行うとともに各種価格安定制度を推進し畜産物の安定生産及び価格の安定を図り、もって県内の畜産の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜の飼養管理及び保健衛生等畜産に関する技術及び経営の指導
- (2) 家畜登録事業の受託
- (3) 家畜改良増殖の指導及び優良系統の普及
- (4) 畜産に関する指導員の教育及び養成
- (5) 家畜の能力検定及び後代調査
- (6) 畜産環境整備機械貸付事業
- (7) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛生産者に対する生産者補給金の交付に関する事業
- (8) 肉用牛経営の安定のための補てん金の交付に関する事業
- (9) 養豚経営の安定のための補てん金の交付に関する事業
- (10) 家畜の健康保持に関する技術の指導
- (11) 家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種及び畜舎の消毒
- (12) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査
- (13) 畜産に関する調査、研究
- (14) 畜産物の流通、販売、消費に係る指導並びに情報の提供
- (15) 会員である団体の組織、業務及び経営の指導

- (16) 前各号に掲げる事業の外、この会の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。  
(2) 準会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体とする。  
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるものにあつては、総会の決議により、経費を納入することを要しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。  
2 前項の規定により、会員を除名するときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う総会において弁解の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。  
(2) 総正会員が同意したとき。  
(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 総会の議長は、総会において正会員の中から選任する。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会の前日までに代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とするほか、常務理事を若干名おくことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前項の職員をもって法人法上の使用人とする。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の理事又は監事を解任しようとする場合に準用する。  
この場合において、第9条第2項中「会員」とあるのは「理事又は監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第27条 本会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の職務は、会長の相談に応じること、本会の運営に係る参考意見を述べることとする。
- 3 顧問及び参与は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(会計年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

### (剰余金の不分配)

第39条 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 本会の公告は、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第41条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第42条 本会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は島村功作とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。